

平成 31 年度入学志願者の特別措置

本学では、平成 30 年大阪府北部を震源とする地震より被災した入学志願者および入学者に対し、以下の特別措置を実施いたします。

1. 対象となる被災地域

内閣府発表の「平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について(第 1 報)」における地域

【大阪府】

大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四条畷市、交野市、三島郡島本町

(第1報、法適用日：平成30年6月18日)

2. 特別措置の内容

1)入学検定料の免除

2)入学金の免除

3)学費等については以下の基準(平成 23 年 4 月 3 日「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災世帯学生の授業料減免について」に準ずる)により、減免額を決定する。

被災状況	学費(授業料・施設費)等
<ul style="list-style-type: none">家計支持者の死亡又は行方不明家計支持者もしくは学費負担者の家計収入が被災により途絶えた場合	<ul style="list-style-type: none">平成 31 年度の 1 期(半年分)の学費全額免除休学を申請した場合は、平成 31 年度在籍料 1 期(半年分)全額免除
<ul style="list-style-type: none">居住していた家屋の全壊自営業の場合の店舗等の全壊	<ul style="list-style-type: none">平成 31 年度の 1 期(半年分)の学費全額免除休学を申請した場合は、平成 31 年度在籍料 1 期(半年分)全額免除
<ul style="list-style-type: none">居住していた家屋が半壊自営業の場合の店舗等の半壊	<ul style="list-style-type: none">平成 31 年度の 1 期(半年分)の学費半額免除

3. 提出書類(1 及び 2~4 のいずれか)

(1)申請書

(2)自治体が発行した「罹災証明書」または確認できる書類

(3)家計支持者が死亡した場合は「死亡診断書」または確認できる書類

行方不明者にあたっては、搜索願提出書類等

(4)家計支持者もしくは学費負担者の収入が途絶えた証明書

4. 申請方法

出願時に 3.の書類を提出